

プロジェクションマッピング等促進支援事業助成金交付要綱

4 公東観地事第 773号
令和 4 年 7 月 14日
5 公東観地事第 612号
令和 5 年 7 月 3日
5 公東観地事第 2120号
令和 6 年 3 月 2 9日
7 公東観地事第 35 号
令和 7 年 4 月 1 日
8 公東観地事第 84 号
令和 8 年 4 月 1 日

(通 則)

第1条 公益財団法人東京観光財団（以下「財団」という。）によるプロジェクションマッピング等促進支援事業助成金（以下「助成金」という。）の交付については、この要綱に定めるところによる。

(目 的)

第2条 この助成金は、プロジェクションマッピング事業及びドローンショー事業に対し、必要な助成金を交付することにより、訪都旅行者の誘致を促進するとともに、新たな東京の魅力を創出し、国内外からの旅行者誘致の促進を図ることを目的とする。

(定 義)

第3条 この要綱における用語の定義は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1)「プロジェクションマッピング事業」とは、別表1の1に掲げるもの（以下「助成対象事業」という。）をいう。
- (2)「ドローンショー事業」とは、別表1の2に掲げるもの（以下「助成対象事業」という。）をいう。
- (3)「助成事業者」とは、この要綱の規定に基づき、助成事業を行う、区市町村、観光協会、商工会等、エリアマネジメント、民間事業者、その他の法人及び商店街等をいう。
- (4)「区市町村」とは、地方自治法（昭和22年法律第67号）に規定する特別地方公共団体である特別区及び普通地方公共団体である都内の市町村をいう。
- (5)「観光協会」とは、地域の観光産業振興の推進を主たる活動目的とする都内区市町村との連携の下に設立された団体をいう（法人格をもたない団体を含む。）。
- (6)「商工会等」とは、商工会法（昭和35年法律第89号）に規定する商工会及び商工会連合会並びに商工会議所法（昭和28年法律第143号）に規定する商工会議所であって都内に所在する団体をいう。

(7)「エリアマネジメント」とは、以下の要件をすべて満たす都内の団体をいう。

- ・地域において、複数の企業・開発事業者などの民間等が組織する団体
- ・地域の価値を維持・増進するための取組を主体的に行う団体
- ・過年度において前項の活動の実績を有する団体
- ・法人格を有する団体

(8)「民間事業者」とは、営利を目的とする私企業をいう。

(法人格を有するものに限りませ)

(9)「その他の法人」とは、プロジェクションマッピングまたはドローンショーを活用したまちづくりの推進を新たに行う公益財団法人、公益社団法人、一般財団法人、一般社団法人又は特定非営利活動法人である団体をいう。

(10)「商店街等」とは、以下に掲げる都内のものをいう。

- ア 商店街
- イ 商店街の連合会

(11)「商店街」とは、以下に掲げるものをいう。

- ア 商店街振興組合法（昭和 37 年法律第 141 号）により設立された商店街振興組合
- イ 中小企業等協同組合法（昭和 24 年法律第 181 号）により設立された事業協同組合
- ウ 次に掲げる事項に照らし、区市町村が商店街と認めるもの
 - (ア) 当該区域で、中小小売商業又はサービス業に属する事業者の相当数が近接してその事業を営み、かつ、組織的な活動を行っていること。
 - (イ) 社会通念上消費者により、まとまった買物の場として認識されていること。
 - (ウ) 当該区域内に人又は車両が常時通行できる道路等を包含していること。
 - (エ) 当該区域で活動を行うための会則等を有していること。

(12)「商店街の連合会」とは、以下に掲げるものをいう。

- ア 商店街振興組合法（昭和 37 年法律第 141 号）により設立された商店街振興組合連合会
- イ 中小企業等協同組合法（昭和 24 年法律第 181 号）により設立された事業協同組合連合会
- ウ ア、イ以外で、区市町村単位に組織された商店街連合会

(助成金の交付対象)

第 4 条 助成金は、助成事業を行うために必要な別表 2 に掲げる経費（以下「助成対象経費」という。）のうち、財団理事長（以下「理事長」という。）が特に必要かつ適当と認め、使途、単価、規模等の確認ができるものについて、予算の範囲内において、助成事業者に交付するものとする。ただし、他の助成金等（区市町村から使途を指定されていない助成金は除く。）をその一部財源とする事業を除く。

- 2 助成事業者のうち、民間事業者及びその他の法人は 2 者以上の複数の団体で共同実施するものを対象とする。
- 3 助成事業者が行う事業は、交付決定の日から財団が定める助成対象期間に実施完了した事業とする。
- 4 法人その他の団体の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員に暴力団（東京

都暴力団排除条例（平成 23 年東京都条例第 54 号。以下「条例」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（条例第 2 条第 3 号に規定する暴力団員及び同条第 4 号に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。）に該当する者があるものは、助成対象事業者及び共同実施する団体となることはできない。

（助成金の額）

第 5 条 財団が助成事業者に交付する助成金の限度額は、別表 3 のとおりとする。

（助成金の交付申請）

第 6 条 助成事業者は、助成金の交付を受けようとするときは、理事長が定める期日までに、別記第 1 号様式による助成金交付申請書及び別記第 1 号様式の 2 による暴力団及び暴力団員等に該当しないことなどの誓約書等の必要な書類を添えて理事長に提出しなければならない。

2 区市町村以外の事業者は、書類の他、別記第 1 号様式の 3 による区市町村からの推薦書を理事長に提出しなければならない。

（助成金の交付決定）

第 7 条 理事長は、前条の助成金交付申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し、必要に応じて現地調査等を行い、適正と認めるときは助成金の交付決定を行い、別記第 2 号様式による助成金交付決定通知書により助成事業者に通知するものとする。また、交付しないと決定したときは、その旨を別記第 2 号様式の 2 により申請者に通知するものとする。

2 理事長は、前項の審査を行うため必要な事項を別に定める。

3 理事長は、第 1 項による交付決定に当たっては、必要な条件を付することができる。

（申請の取下げ）

第 8 条 助成事業者は、前条の交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、交付決定の通知を受けた日から 14 日以内に、その旨を記載した書面を理事長に提出することにより、申請の取下げをすることができる。

2 前項に規定するほか、交付決定前に申請を取り下げようとするときは、遅滞なくその旨を記載した書面を理事長に提出しなければならない。

3 理事長は、第 1 項による書面の受領をもって交付決定を失効したものとみなす。

（事情変更による決定の取消し等）

第 9 条 理事長は、交付決定後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、交付決定の全部若しくは一部を取消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。ただし、助成事業のうち、既に経過した期間に係る部分については、この限りでない。

2 前項の規定による交付の決定を取消すことができる場合は、天災事変その他助成金の交付決定後生じた事情の変更により、助成事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合に限る。

- 3 理事長は、第1項の規定による取消し又は変更を行ったときは、理由を付して書面により通知するものとする。
- 4 第1項の規定による交付決定の取消しにより特別に必要なになった事務及び事業に対しては、次に掲げる経費に係る助成金を交付することができる。
 - (1) 助成事業に係る機械、器具及び仮設物の撤去その他の残務処理に要する経費
 - (2) 助成事業を行うため締結した契約の解除により必要となった賠償金の支払に要する経費
- 5 前項の助成金の額の同項各号に掲げる経費の額に対する割合その他その交付については、第1項の規定による取消しに係る助成事業についての助成金に準ずる。

(助成事業遅延等の報告)

第10条 助成事業者は、助成事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれるとき、又はその遂行が困難となったときは、速やかに別記第3号様式による助成事業遅延等報告書を理事長に提出し、その指示を受けなければならない。

(助成事業の内容又は経費の配分の変更)

- 第11条 助成事業者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、別記第4号様式による承認申請書を理事長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、第2号に掲げる事項のうち軽微な変更については、報告に代えることができる。
- (1) 助成事業に要する経費の配分を20%を超えて変更しようとするとき。
 - (2) 助成事業の内容を変更しようとするとき。
 - (3) 交付決定に当たって、理事長が特に条件を付した場合において、その条件に反して事業の内容を変更するとき。
- 2 理事長は、前項による申請があった場合は、その内容を審査し、必要に応じて条件を付し、別記第4号様式の2により助成事業者に通知するものとする。

(助成事業の中止又は廃止)

- 第12条 助成事業者は、助成事業を中止又は廃止しようとする場合は、あらかじめ別記第5号様式による承認申請書を理事長に提出し、その承認を受けなければならない。
- 2 理事長は、前項の規定による申請があったときは、これを審査し、相当と認めるときは、これを承認し、別記第6号様式により助成事業者に通知を行うものとする。

(日常生活に支障をきたす事態の発生による助成事業の中止又は廃止)

- 第13条 理事長は、感染症の拡大等、日常生活に大きな支障をきたすような事態の発生により、必要があると認めるときは、助成事業の中止又は廃止を命ずることができる。この場合において、理事長は必要に応じて交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。
- 2 理事長は、前項の規定により助成事業の中止又は廃止を命ずるときは、理由を付して書面により通知するものとする。

(遂行状況)

第14条 理事長は、助成事業の遂行状況について、助成事業者との連携を密にし、必要に応じて職員に現地調査を行わせるなど、助成事業の進捗の把握に努めるものとする。

(状況報告)

第15条 理事長は、助成事業の円滑な執行を図るため、必要に応じて助成事業者に対し遂行状況に関して報告を求めることができる。

2 助成事業者は、前項の要求があった場合には、速やかに理事長に状況報告をしなければならない。

(遂行命令等)

第16条 理事長は、第14条の現地調査及び前条の規定による報告等により、交付決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されないと認めるときは、助成事業者に対し、これらに従って助成事業を遂行すべきことを命ずることができる。

2 理事長は、助成事業者が前項の命令に違反したときは、助成事業者に対して助成事業の一時中止を命ずることができる。

(実績報告)

第17条 助成事業者は、助成事業が完了した日から30日以内に、必要な書類を添えて、速やかに別記第7号様式による実績報告書を理事長に提出しなければならない。

2 第12条第2項の規定により助成事業の中止又は廃止の承認を受けたとき、又は第13条第1項の規定により助成事業の中止又は廃止を命じられたときも前項の規定を準用する。

(助成金の額の確定)

第18条 理事長は、前条の規定による実績報告を受けたときは、その内容を審査し、必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る助成事業の成果が助成金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき助成金の額を確定し、別記第8号様式により助成事業者へ通知するものとする。

2 前項の規定により確定する交付すべき助成金の額は、第5条の規定により算出する額（1千円未満の端数は切り捨て）又はその交付決定額のいずれか低い額とする。

3 交付額の確定にあたり、助成事業の実施に伴う収入があり、助成を受けることによって収益が生ずる場合は、助成金の額から収益相当額を控除する。

(是正のための措置)

第19条 前条第1項の規定による審査の結果、助成事業の成果が助成金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、助成事業者に対し、これらに適合させるための措置をとることを命ずることができる。

2 第17条の規定による実績報告は、前項の命令により必要な措置をした場合について準用す

る。

(助成金の支払)

第20条 理事長は、第18条の規定により交付すべき助成金の額を確定したのち、助成金を支払うものとする。

2 助成事業者は、前項の規定により助成金の支払を受けようとするときは、別記第9号様式による助成金請求書を理事長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し)

第21条 理事長は、助成事業者が次の各号のいずれかに該当する場合、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けたとき又は受けようとしたとき。
- (2) 助成金を他の用途に使用したとき又は使用しようとしたとき。
- (3) 助成事業者及び共同実施者（法人その他の団体にあつては、代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員を含む。）が暴力団又は暴力団員等に該当するに至ったとき。
- (4) 申請要件に該当しない事実が判明したとき。
- (5) 助成金の交付決定の内容又はこれに付した条件その他法令又は助成金の交付決定に基づく命令に違反したとき。
- (6) その他、財団が助成事業として不適切と判断したとき。

(助成金の返還)

第22条 理事長は、前条の規定により助成金の交付決定を取り消した場合において、助成事業の当該取消しに係る部分に関し、既に助成事業者に助成金が支払われているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(助成金の経理等)

第23条 助成事業者は、助成事業に係る経理について収支の事実を明らかにした証拠書類及び事業内容に関する資料その他の関係書類を整理し、かつ、これらの書類を助成事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存するものとする。

2 助成事業者は、助成事業の完了後、理事長が求めた場合は、前項の書類等について公開しなければならない。この場合において、公開期限は助成事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間とする。

(取得財産等の管理及び処分)

第24条 助成事業者は、助成事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、助成事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、助成金の交付目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

2 助成事業者は、取得財産等について、台帳を設け、その管理状況を明らかにしなければならない。

ない。

- 3 助成事業者は、取得財産等のうち、取得価格又は効用の増加した価格が50万円以上のものを、他の用途に使用し、他の者に貸し付け若しくは譲り渡し、他の物件と交換し又は債務の担保に供しようとする場合は、別記第10号様式による取得財産等処分承認申請書を理事長に提出し、承認を受けなければならない。ただし、減価償却資産の耐用年数に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める資産ごとの耐用年数を経過している場合はその限りではない。
- 4 理事長は、助成事業者が取得財産等を処分することにより収入があり、又はあると見込まれる場合は、交付した助成金の全部又は一部に相当する金額を納付させるものとする。

（検査及び事業効果の報告）

第25条 助成事業者は、助成事業の完了した日が属する会計年度の終了後5年間において、理事長が財団職員をして、助成事業の運営及び経理等の状況について検査させた場合、又は助成事業の事業効果について報告を求めさせた場合には、これに応じなければならない。

（違約金及び延滞金の納付）

- 第26条 第21条の規定により助成金の交付決定の全部又は一部の取消しを行い、第22条の規定により助成金の返還を命じたときは、理事長は、助成事業者が助成金を受領した日から返還の日までの日数に応じ、助成金の額（一部を返還した場合のその後の期間においては既返還額を控除した額）につき、年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金（100円未満の場合を除く。）を助成事業者に納付させなければならない。
- 2 助成金の返還を命じた場合において、助成事業者が定められた納期日までに助成金を納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき、年10.95パーセントの割合で計算した延滞金（100円未満の場合を除く。）を納付させなければならない。
 - 3 前2項に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても365日当たりの割合とする。

（違約加算金の基礎となる額の計算）

第27条 前条第1項の規定により違約加算金の納付を命じた場合において、助成事業者の納付した金額が返還を命じた助成金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命じた助成金の額に充てるものとする。

（延滞金の基礎となる額の計算）

第28条 第26条第2項の規定により、延滞金の納付を命じた場合において、返還を命じた助成金の未納付額の一部を納付したときは、当該納付の日の翌日以降の期間に係る延滞金の基礎となる未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

（非常災害の場合の措置）

第29条 非常災害等による被害を受け、助成事業の遂行が困難となった場合の助成事業者の措置については、理事長が指示するところによる。

(その他)

第30条 助成金の交付に関するその他必要な事項は、理事長が別にこれを定める。

附 則

この要綱は、令和4年7月14日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年7月5日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表 1

助成対象事業

<p>1 プロジェクションマッピング事業（(1)、(2)、(3)のいずれかを満たす事業）</p>
<p>プロジェクター等を活用して都内の建造物等の立体物に対象の形状に合わせた映像を投影する（プロジェクションマッピング）イベントであり、以下のとおりとする。</p> <p>※彫刻等の造形物及び樹木や河川等の自然物のうち、建造物と同程度の規模感を有するもので立体構造を生かした事業も対象とするが、投光器や照明器具等で光を当てるのみ（ライトアップ）の事業は対象外。</p> <p>※建造物等における投影対象の形状（凹凸等の立体面を含む）に合わせた映像の投影（マッピング）とは認められない事業は本助成金の対象外。</p> <p>※日没後の夜間に実施するイベントを対象とし、日中の実施は対象外</p> <p><u>(1) 新規事業</u></p> <p>この助成金の交付を受けて初めて行う事業又は過去に実施している事業に新たな内容を加えて行う事業（「同一投影先且つテーマ等が過去に実施している内容に該当する部分」や「単純な機材・コンテンツの更新」等は対象外）。</p> <p>※「過去に実施している事業に加える新たな内容」に該当するか不明な場合は、要相談。</p> <p><u>(2) 継続2年目事業</u></p> <p>新規事業について助成金の支払いを受け、かつ、引続き行う事業</p> <p><u>(3) 継続3年目事業</u></p> <p>継続2年目事業について助成金の支払いを受け、かつ、引続き行う事業</p>

助成金の交付申請に当たっては、次に掲げる全ての要件を満たしていることを条件とする。

- ア プロジェクションマッピングの実施について、地元等との調整が取れていること（又は取れる見込みであること）。※区市町村の長からの推薦書の提出が必要（区市町村が申請する場合は不要）。
- イ プロジェクションマッピングの実施について事業に必要な許認可を得る見込みがあること又は得ていること（届出等も含む。）
- ウ プロジェクションマッピングの実施について東京都屋外広告物条例（昭和24年8月27日条例第100号）及び東京都景観条例（平成18年10月12日条例第136号）を遵守するとともに、関係する行政機関等と事前の調整等を図ること。
なお、プロジェクションマッピングに演出を加える際に、別途関係規定の確認・遵守、及び関係する行政機関等と事前の調整等が必要となる場合は適宜対応すること。
- エ プロジェクションマッピングの実施について、当該実施場所の占有にあたり、都又は区市町村等の共催又は後援が必要な場合は、当該共催又は後援が取れていること（又は取れる見込みであること）。
- オ プロジェクションマッピングの投影内容・方法等において、デザイナー（映像デザイナー、

モーションデザイナー等)を活用すること。

※本事業で指すデザイナーとは、過去にデザインアウトプット作成、投影機材選定等のプロジェクションマッピングに係る業務実績を有するものをいう。

カ 来場者数の計測は必須とし、他経済波及効果やアンケート調査等により、プロジェクションマッピングの効果測定を行い、その結果を財団へ報告すること(ただし、効果測定の実費は助成対象外、測定方法は問わない)。

キ 5年以上の継続的なプロジェクションマッピングの実施及び地域貢献に努めること。

ク プロジェクションマッピングのデザインは、他の特許、意匠等の知的財産権を侵害するものでないこと。

ケ 安全・防犯対策を行い、事故等のないよう管理を十分に行うこと。

コ 実施に当たっては、SDGsを意識した取組を実施すること(プラスチックゴミの削減やリサイクルしやすい素材の使用等環境へ配慮した取組等)

サ 関係法令に違反する内容を含む事業でないこと。

シ 高齢者、障がい者等誰もが観光を楽しめるようアクセシブル・ツーリズムの取組への配慮をすること。

2 ドローンショー事業(1)を満たす事業)

複数のドローン(高輝度LEDライトを搭載し、遠隔操作や自動操作で飛行する無人機)を活用し都内の公共空間等の会場で実施する(ドローンショー)イベントを指す。

※日没後の夜間に実施するイベントを対象とし、日中の実施は対象外です。

(1) 新規事業

この助成金の交付を受けて初めて行う事業又は過去に実施している事業に新たな内容を加えて行う事業(「同一会場且つテーマが過去に実施している内容に該当する部分」や「単純な機材・コンテンツの更新」等は対象外)。

※「過去に実施している事業に加える新たな内容」に該当するかが不明な場合は、要相談。

※(1)プロジェクションマッピング事業と同様に次年度以降、継続事業につき本助成金で支援を実施する予定です。

助成金の交付申請に当たっては、次に掲げる全ての要件を満たしていることを条件とする。

ア ドローンショーの実施について、地元等との調整が取れていること（又は取れる見込みであること）。※区市町村の長からの推薦書の提出が必要（区市町村が申請する場合は不要）。

イ ドローンショーの実施について、事業に許認可を得る見込みがあること又は得ていること（届出等も含む。）。

ウ ドローンショーの実施について東京都屋外広告物条例（昭和24年8月27日条例第100号）及び東京都景観条例（平成18年10月12日条例第136号）及び以下の関係規定に該当するか確認・遵守するとともに、関係する行政機関等と事前の調整等を図ること。

- ・「航空法」
- ・「小型無人機等飛行禁止法」
- ・「個人情報保護法、軽犯罪法」
- ・「重要文化財保護法」
- ・「河川法」
- ・「東京都立公園条例」
- ・「東京都港湾管理条例」

なお、プロジェクトンマッピング/ドローンショーに演出を加えるに際して、別途関係規定の確認・遵守、及び関係する行政機関等と事前の調整等が必要となる場合は適宜対応すること。

エ ドローンショーの実施について、当該実施場所の占有にあたり、ドローンの飛行場所の管理者への許諾の取得等が可能であること。

オ ドローンショーの実施内容・方法等において、専門スタッフを活用すること。

【当事業における、専門スタッフの定義】

専門スタッフとは、過去にドローンショーの企画策定・準備・運営等の管理、コンテンツ制作関連（アニメーション、プログラミング）、ドローン機材のオペレーション等の業務に係る専門知識を有し、それらの業務実績を有するディレクター、アニメーター、プログラマー、オペレーター等をいう。

カ 来場者数の計測は必須とし、他経済波及効果やアンケート調査等により、ドローンショーの効果測定を行い、その結果を財団へ報告すること（ただし、効果測定のコストは助成対象外、測定方法は問わない）。

キ 5年以上の継続的なドローンショーの実施及び地域貢献に努めること。

ク ドローンショーのデザインは、他の特許、意匠等の知的財産権を侵害するものでないこと。

ケ ドローンの機体、運行管理、安全管理等の技術的措置及び人的措置について、ドローン飛行の各種規制をクリアした上で、安全性の高い機器の選定、及び実施場所の事前調査・リハーサルを実施するなど安全面に配慮し、事故等のないよう管理を十分に行うこと。

コ 実施に当たっては、SDGsを意識した取組を実施すること（プラスチックゴミの削減やリサイクルしやすい素材の使用等環境へ配慮した取組等）。

サ 関係法令に違反する内容を含む事業でないこと。

シ 高齢者、障がい者等誰もが観光を楽しめるようアクセシブル・ツーリズムの取組へ配慮をすること。

別表2

助成対象経費

(1) プロジェクションマッピング事業

区 分	摘 要
プロジェクションマッピングのコンテンツ制作費 (デザイナー費用含む(注))	原則、委託料とする。(注)ただし、自社のデザイナーを利用する場合は対象外とする。
プロジェクションマッピング用プロジェクター 及びプロジェクターに付随するレンズ購入費 <u>※民間事業者は申請不可</u>	本体及びレンズを購入する場合は、本体の型番・付属品、レンズに関しては本体の対象商品であることが確認できる資料を合わせて提出すること。 レンタルの場合は③に含めて記載すること(レンタルの場合は通常の助成率とする)
機材・設備・備品等の賃借料又は購入費 <u>※購入費については民間事業者は申請不可</u>	日用品類等を除く。 (注)プロジェクションマッピングにレーザーやスモーク、その他の演出を追加で実施するなど、プロジェクションマッピングの効果を高めるための取組に係る費用はこちらの区分で申請すること。
会場設営及び運営の委託に要する経費	警備等も含む。 実施に際して事前に現地調査を行う場合の費用も含む。
会場の使用に係る占用料又は賃借料	
事業周知に要する経費	経常的な経費(ホームページの更新等)は除く。
賠償責任・傷害保険等に係る経費	プロジェクションマッピング実施にあたっての参加者に対する賠償責任・傷害保険等
<u>付随イベントの経費</u> (プロジェクションマッピングの経費とは分けて記載すること)	当該イベント等の実施に直接必要なものに限る(内訳の明記が必要となります)。
その他諸経費	事業実施に直接必要なものに限るものとし、且つ審査により認められたもののみを交付対象とする(内訳の明記が必要となります。)。

- * 「事業周知に要する経費」の助成金額は、全体の助成金額の1割以内とする。イベント等（ライトアップ・飲食提供など）を併催する場合も、プロジェクションマッピングを主な内容とする周知経費のみを対象（イベント等が主な内容となる周知経費は対象外）とする。
- * 100万円以上の経費については、原則3社以上の複数業者からの見積書を徴し、最も低い価格を提示した業者を選定すること。
- * 事業の実施に伴う収入があり、助成を受けることによって収益が生ずる場合は、助成金の額から収益相当額を控除する。

(参考) 助成対象外経費の例

区 分	摘 要
土地・建物・施設取得費	土地・建物・施設の取得、貸借、造成及び補償に係る経費
助成事業者の人件費	
施設設備等の維持管理に係る経費	固定経費、経常的経費
動産の保険、イベント中止保険、来訪者以外に関する保険	イベント中止に伴い発生する出演料や会場のキャンセル料等
金券等購入費	
消耗品の購入	
租税公課	消費税等
助成事業に直接必要のない経費	儀礼的経費、振込手数料等、使用実績のないもの等

(2) ドローンショー事業

区 分	摘 要
ドローンショーのコンテンツ制作費 (ディレクター、アニメーター、プログラマー等のコンテンツ制作スタッフの費用を含む(注))	原則、委託料とする。 (注)但し、自社の制作スタッフを利用する場合は対象外とする。
機材・設備・備品等の賃借料又は購入費 <u>※購入費については民間事業者の申請不可</u>	音響・照明等の演出関連、バッテリー、発電機、民間事業者以外のドローン機体購入費を含む。 日用品類等を除く。 (注)ドローンに花火やその他の演出物を搭載して実施する演出など、ドローンショーの効果を高めるための取組に係る費用はこちらの区分で申請すること。

会場設営及び運営の委託に要する経費 (ディレクター、オペレーター (パイロット)、及び安全管理を行う補助員、警備等のオペレーションスタッフの費用を含む(注))	実施に際して事前に現地調査を行う場合の費用も含む。 (注)但し、自社のオペレーションスタッフを利用する場合は対象外とする。
会場の使用に係る占用料又は賃借料	
事業周知に要する経費	経常的な経費 (ホームページの更新等) は除く。
賠償責任・傷害保険等に係る経費	ドローンショー実施にあたっての参加者、物品に対する賠償責任・傷害保険等
付随イベントの経費 (ドローンショーの経費とは分けて記載すること)	当該イベント等の実施に直接必要なものに限る (内訳の明記が必要となります)。
その他諸経費	事業実施に直接必要なものに限るものとし、且つ審査により認められたもののみを交付対象とする (内訳の明記が必要となります。)

* 「事業周知に要する経費」の助成金額は、全体の助成金額の1割以内とする。イベント等 (ライトアップ・飲食提供など) を併催する場合も、ドローンショーを主な内容とする周知経費のみを対象 (イベント等が主な内容となる周知経費は対象外) とする。

* 100 万円以上の経費については、原則 3 社以上の複数業者からの見積書を徴し、最も低い価格を提示した業者を選定すること。

* 事業の実施に伴う収入があり、助成を受けることによって収益が生ずる場合は、助成金の額から収益相当額を控除する。

(参考) 助成対象外経費の例

区 分	摘 要
土地・建物・施設取得費	土地・建物・施設の取得、貸借、造成及び補償に係る経費
助成事業者の人件費	
施設設備等の維持管理に係る経費	固定経費、経常的経費
動産の保険、イベント中止保険、来訪者以外に関する保険	イベント中止に伴い発生する出演料や会場のキャンセル料等
金券等購入費	
消耗品の購入	
租税公課	消費税等
助成事業に直接必要のない経費	儀礼的経費、振込手数料等、使用実績のないもの等

別表3（第5条関係）

助成金の額

財団が助成事業者に交付する助成金の額は、助成対象経費と認める額の合計額に助成率を乗じた額（千円未満の端数は切り捨て）及び助成限度額のうち、いずれか低い金額とする。なお、各助成対象事業の助成率及び助成限度額は次のとおりとする。

（1）プロジェクションマッピング事業

（ア）新規事業

助成率（千円未満の端数は切り捨て）	
① プロジェクションマッピング投影用プロジェクター及びレンズ購入費	5分の4以内
② ①以外の助成対象経費	3分の2以内
助成限度額	
2,500万円 （うち、①の助成限度額は1,000万円）	

（イ）継続2年目事業

助成率（千円未満の端数は切り捨て）	
① プロジェクションマッピング投影用プロジェクター及びレンズ購入費	5分の4以内
② ①以外の助成対象経費	2分の1以内
助成限度額	
2,000万円 （うち、①の助成限度額は750万円）	

（ウ）継続3年目事業

助成率（千円未満の端数は切り捨て）	
① プロジェクションマッピング投影用プロジェクター及びレンズ購入費	5分の4以内
② ①以外の助成対象経費	3分の1以内
助成限度額	
1,500万円 （うち、①の助成限度額は500万円）	

（2）ドローンショー事業

（ア）新規事業

助成率（千円未満の端数は切り捨て）	
① 助成対象経費	3分の2以内
助成限度額	
2,500万円	